

# ホタテ漁業振興対策について陳情

欧州連合（EU）は六月二十一日付官報で、日本をホタテの対EU輸出国リストに登録した。EU向けホタテの禁輸措置解除は一九九五年四月以来七年ぶりとなる。

解除が認められたのは本県陸奥湾東部海域に限定され、実際に輸出されるのは今年十二月から翌年三月までの期間限定となる。



青森県健康福祉部へ陳情

本県の主要産業であるホタテがEUの厳しい衛生基準を満たしたことで、関係者には朗報となった。

県産ホタテのEU輸出は一九八九年には約二千六百トン、三十四億五千万円の実績があつたものの、EUは一九九五年四月から、まひ性貝毒や衛生管理対策の不備等理由に全面禁輸措置をとっていた。

近年、ホタテ漁業は増産傾向あるいは経済不況等が響き価格の低迷が続いているが、EU禁輸解除により関係者は販路の拡大に大きな期待を寄せている。



厚生労働省へ陳情



水産庁長官へ陳情

しかし、今回の解除は期間限定ということもあり、今後は陸奥湾ホタテの更なる消費拡大を目指すため、県漁連及び関係団体では陸奥湾全湾において、周年輸出が再開されるよう県健康福祉部及び厚生労働省・水産庁へそれぞれ陳情活動を行った。

陳情内容は次のとおり。

- 1 EU向けホタテガイ輸出促進について  
EUによる日本産ホタテガイの輸入禁止措置発令以来、我が国においては輸出解禁に向けて関係者が一丸となり様々な努力をしてきた結果、本年六月むつ湾東部の一部海域で期間限定で卵付き冷凍貝柱が七年ぶりに輸出解禁となりました。
- 2 機器分析の導入促進について  
これらを踏まえ、今後はむつ湾ホタテの更なる消費拡大を目指すため、むつ湾全湾において輸出が再開されると共に、周年輸出ができれば、より特段の措置を講じていただくようお願い申し上げます。
- 3 下痢性貝毒規制値の見直しについて  
また、卵付き冷凍貝柱の他、卵とり冷凍貝柱につきましても輸出ができれば、より特段の措置を講じていただくようお願い申し上げます。
- 4 現在、貝毒の検査法は世界のほとんどの国でマウス法が採用されている。マウス法は検査に長い時間を必要とし、出荷規制・解除への迅速な対応が困難であります。
- 5 近年、マウス法に代わる方法として、高精度化を目的とする機器分析法の研究が多くの化学者の間で進められており、精度面や迅速性を考慮すると今後機器分析法による検査が必須になると予想されることから、貝毒検査における機器分析法が導入されるよう早急な対応をお願い申し上げます。
- 6 我が国における下痢性貝毒は、三種類（OA群、DTX、YTX）に大別されるが、現在行なわれているマウスを用いた検査方法では、三種類の毒成分が同等に評価されます。
- 7 これらの事象及び種々の生化学的知見に基づいて、EUで貝毒の規制値の見直しが図られております。
- 8 従って、我が国においても規制値の見直しが検討されますよう、お願い申し上げます。